

○松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則

昭和33年3月14日

教育委員会規則第3号

改正 昭和51年8月28日教育委員会規則第14号

昭和61年5月22日教育委員会規則第12号

第1条 この規則は、松本市文化財保護条例（昭和51年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定により松本市文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）の組織及び運営等について規定する。

第2条 審議委員会の委員の定数は10人以内とし、学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 特定の事項を調査するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第3条 審議委員会は、委員の中から委員長及び副委員長を互選するものとする。

2 委員長は審議委員会に関する事務を処理し、審議委員会の議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

第4条 審議委員会の会議は、教育委員会の要請により委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審議委員会は必要に応じ、委員以外の学識経験者又は利害関係を有する者の出席を求め意見をきくことができる。

第5条 この規則に定めるものの外、審議委員会の運営について必要な事項は、審議委員会及び教育委員会が相互に協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月28日教育委員会規則第14号）

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月22日教育委員会規則第12号）

この規則は、昭和61年6月9日から施行する。